

## まん延防止等重点措置実施を踏まえた対策

### 1 重点検査の実施

#### (1) 高齢者施設の従業者等に対する検査

高齢者が長期入所する施設に加え、その他の高齢者入所施設および障害者入所施設において、従業者を対象に集中的に検査を実施

#### (2) 高齢者施設等で感染が発生した場合等の対応

- ① 施設等において発熱等の症状を呈する方がいる場合、陽性者の有無に関わらず、これらの方や関係者に対し、幅広く迅速に検査を行い、疑い患者として個室管理等必要な健康観察を実施
- ② 感染症専門医・感染管理認定看護師の早期派遣によるゾーニングの設定や感染拡大防止対策指導など初動体制の徹底

#### (3) モニタリング検査への協力

政府（内閣官房）が市中（商店街、ショッピングモール、駅、民間事業所等）において実施するモニタリング検査について、検査場所の選定や日程調整など協力

#### (4) 歓楽街等で陽性者が出た場合の対応

感染者や濃厚接触者だけでなく、幅広く関係者に対し検査を実施

### 2 医療提供体制

#### (1) 病床・宿泊療養施設の確保

##### ① 入院体制の確保

病床確保計画に基づく患者受入病床（839床）の運用及び確実な受入れについて、医療機関に改めて要請

##### ② 宿泊療養施設の運営体制強化

1,000室程度の運用を行うとともに、医師を特定の宿泊療養施設（2施設）に派遣し運営体制を強化

#### (2) 自宅待機者へのフォローアップ体制の強化

##### ① 健康観察の実施

- ・感染予防対策の周知徹底、アプリを活用した健康観察、保健師等による相談を実施
- ・高齢者や基礎疾患を有するなど特に注意が必要な方へは、パルスオキシメーター等を活用した家庭訪問等を実施

##### ② 新たな取り組みの検討

自宅待機者に対する訪問診療（往診を行う医療機関に対する支援の実施）や食料品・衛生資材等の配布等について、関係機関と検討